

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 26 回 会計

EU 会計指令改定に伴うドイツ商法のアップデート

2024 年 3 月

はじめに

2024 年 1 月 17 日、ドイツ連邦政府は、会計および財務報告の要件に用いる会社分類の基準値を引き上げる法案を採択しました¹。本改定は企業の事務負担やコストを削減すること目的としており、特に年次（連結）決算書の作成義務、法定監査要件、および開示の範囲に関連します。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（英語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 改定前後の会社分類の基準値
- ・ 改定前後の連結財務諸表の作成義務
- ・ 適用時期と早期適用オプション

改定前後の会社分類の基準値

当該基準値の引き上げは、近年の大幅なインフレーションを考慮した、EU の会計指令（2013/34/EU）の改定を受けて実施するものです²。これにより、会社分類を決定するための基準値が以下の様に変更される予定です。

（改定前）

	極小会社	小会社	中会社	大会社
売上高 (千 EUR)	700 以下	12,000 以下	40,000 以下	40,000 超
総資産 (千 EUR)	350 以下	6,000 以下	20,000 以下	20,000 超
従業員数 (人/年平均)	10 以下	50 以下	250 以下	250 超

¹ https://www.bmj.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2024/0117_Schwellenwerte.html

なお、本法案の最終化は、連邦評議会によって 2024 年 3 月 22 日に予定されている。

² EU 会計指令の改正については[第 23 回](#)ニュースレター参照。

また、各会社規模別の会計、監査の要件については、[第 1 回](#)ニュースレター参照。

(改定後)³ ※変更点下線部

	極小会社	小会社	中会社	大会社
売上高 (千 EUR)	<u>900</u> 以下	<u>15,000</u> 以下	<u>50,000</u> 以下	<u>50,000</u> 超
総資産 (千 EUR)	<u>450</u> 以下	<u>7,500</u> 以下	<u>25,000</u> 以下	<u>25,000</u> 超
従業員数 (人/年平均)	10 以下	50 以下	250 以下	250 超

改定前後の連結財務諸表の作成義務

連結決算書の作成義務を判断するための基準値は、以下の様に変更される予定です。

(改定前)

	単純合算ベース	連結ベース
売上高 (千 EUR)	48,000 超	40,000 超
総資産 (千 EUR)	24,000 超	20,000 超
従業員数 (人/年平均)	250 超	

(改定後)⁴

	単純合算ベース	連結ベース
売上高 (千 EUR)	<u>60,000</u> 超	<u>50,000</u> 超
総資産 (千 EUR)	<u>30,000</u> 超	<u>25,000</u> 超
従業員数 (人/年平均)	250 超	

³ 上記3つの基準値のうち、2年連続して2つ以上の基準を満たした場合に、その年度より当該会社区分となる。新設会社や合併会社等は最初の事業年度の状況のみで判断する。

⁴ 上記3つの基準のうち、2年連続して2つ以上の基準を満たした場合、その年度より連結決算書を作成する必要が生じるとともに、法定監査の対象となる（免除規程あり。詳細は[第1回](#)ニュースレター参照）。

適用時期と早期適用オプション

本法案は、2023年12月31日以降に開始する会計年度より適用が予定されています。ただし、遡及適用により、2022年12月31日以降に開始する会計年度からの適用も可能となる見込みです。

会計期間が暦年の会社が遡及適用を行う場合、2022年12月期と2023年12月期に改定後の数値基準を満たしていれば、2023年12月期から新たな会社分類での開示・監査要件が適用されることになります。例えば、改定前の基準では2023年12月期中会社として会計監査が必要であった会社が、改定後の基準により遡及的に監査要件から外れる可能性もあります。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。